パブリックコメント実施中
―みなさんのご意見をお寄せください―

パブリックコメント　市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民のみなさんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定すること。

三鷹市耐震改修促進計画(改定素案)
問 建築指導課☎内線2824

市では、平成20年3月に「三鷹市耐震改修促進計画」を策定し、市内建築物の耐震化を進めてきました。しかし、その後の東日本大震災や、東京都条例「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の施行、東京都耐震改修促進計画の改定などを受け、市内建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため、耐震改修促進計画の改定を行います。

◆改定の概要

◇地震発生時の被害想定の見直し
◇対象建築物の追加
◇計画期間、耐震化の目標の見直し
◇耐震診断、耐震改修の促進を図るための施策

◆みなさんのご意見をお寄せください

2月8日㈮までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、持参または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555建築指導課」(第二庁舎1階)・FAX0422-71-2258・✉kenchiku@city.mitaka.tokyo.jpへ

第二期三鷹市特定健康診査等実施計画(案)
問 保険課特定健診係☎0422-46-3271

市では、平成20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導について、25～29年度の5年間の実施計画として「第二期三鷹市特定健康診査等実施計画」の策定を進めており、このたび同計画の案がまとまりました。

◆第二期三鷹市特定健康診査等実施計画(案)の概要

◇目的

40～74歳の三鷹市国民健康保険被保険者の健康の保持促進、糖尿病・高血圧症などの生活習慣病の有病者・予備群の減少を目的とし、特定健康診査・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施するために策定します。

◇実施率の目標値の設定

特定健康診査・特定保健指導とも、29年度に実施率60%を達成することを目標とします。

◇特定健康診査の実施方法・実施機関

市内の医療機関で実施します。

• 実施項目

基本的な項目(問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、 血糖検査、尿糖、尿蛋白(たんぱく)、医師の判断による項目(貧血検査、心電図検査、眼底検査)、付加項目(コレステロール、クレアチニン、尿潜血、胸部レントゲン、便潜血など)

• 実施期間

毎年6月～翌年1月

◇特定保健指導の実施方法

• 実施機関

初回支援を市内の医療機関に、継続支援を民間事業者に委託して実施します。

• 対象者

特定健康診査で「健康の保持に努める必要がある」と判定された方。

◇その他

これまでの健康づくり事業、介護予防事業との連携や今後の課題などを盛り込んでいます。

◆みなさんのご意見をお寄せください

2月9日㈯までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、持参または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-0004新川6-35-28総合保健センター」・FAX0422-46-4827・✉hoken@city.mitaka.tokyo.jpへ

①「三鷹市耐震改修促進計画(改定素案)」、②「第二期三鷹市特定健康診査等実施計画(案)」の全文は、市ホームページからご覧になれるほか、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターで配布しています(①はコミュニティセンターでも配布するほか、図書館でも閲覧できます。②は保険課〈市役所1階および総合保健センター2階〉でも配布しています)。

新川防災公園 多機能複合施設(仮称) 整備事業

「広報みたか」12月2日発行号より、実施設計で検討中の各階平面図とともに建物内の施設を紹介しています。今号は地上2階の紹介です。
問 都市再生推進本部事務局☎内線2052

事業概要　市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市の暫定管理地である市役所東側の東京多摩青果㈱三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツ施設を整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

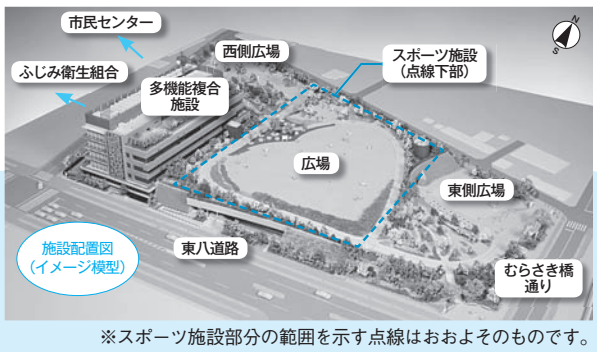

※スポーツ施設部分の範囲を示す点線はおおよそのものです。

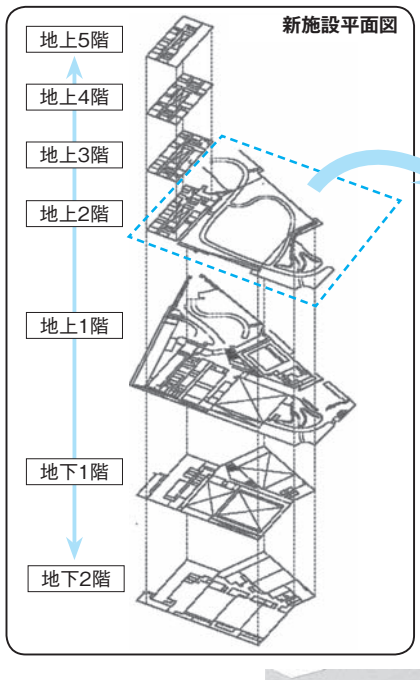

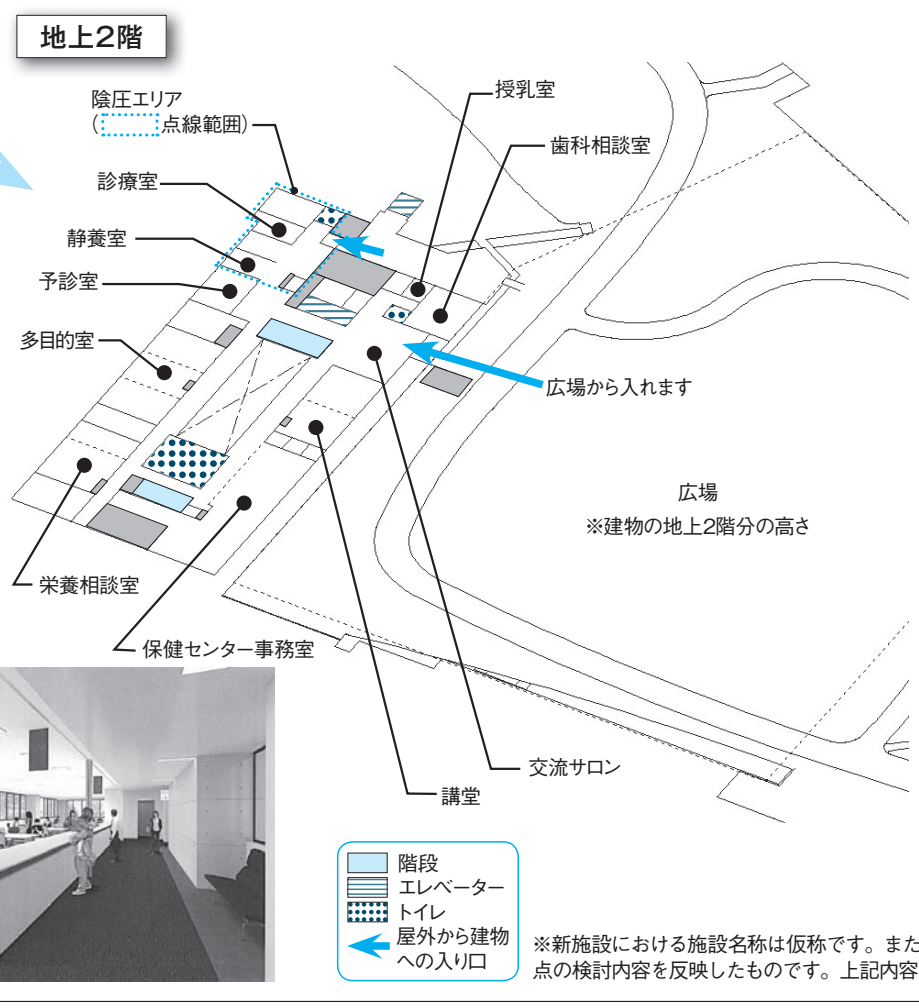

新施設の地上2階には、市民の健康を守る拠点として保健センターを配置します。各種健康診査、健康相談および健康教育のほか、予防接種の実施、新型インフルエンザなどの新たな課題に関する情報提供や相談窓口など、これまで総合保健センターで展開してきた事業を継続します。また、新施設に整備するスポーツ施設と連携し、スポーツを取り入れた健康づくりを推進するとともに、ハピネスセンターとの連携では、子どもの発育・発達に関する専門支援の充実など、事業の充実を図っていきます。

なお、保健センターへは、屋外の広場から入ることが可能です。

保健センターの主な施設内容

予診室、静養室、診療室、歯科相談室、栄養相談室、多目的室、講堂など

新型インフルエンザなど感染力の強い疾病の流行に対応するため、臨時の診療所として施設の一部を陰圧※エリアに設定し、エリア外にウイルスが漏れるのを防ぎます。

※陰圧…内部の気圧が外部よりも低くなっている状態。そのため内部の空気が外部に流出しません。

保健センターのイメージ

※新施設における施設名称は仮称です。また、平面図や各イメージなどは、実施設計における現時点の検討内容を反映したものです。上記内容を含め、検討を進める中で変更になる場合もあります。